

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：秋田県（知事部局・各種委員会・公営企業）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.7%
全職員	66.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	108.1%
本庁課長相当職	97.7%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	97.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.7%
31～35年	98.8%
26～30年	97.2%
21～25年	96.5%
16～20年	86.6%
11～15年	94.1%
6～10年	95.3%
1～5年	95.1%

【説明欄】

1 「任期の定めのない常勤職員」について、管理職手当の受給者に占める男性の割合は91%、扶養手当の受給者に占める男性の割合は95%である。

1 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、再任用職員の男女比は9：1、会計年度任用職員の男女比は3：7である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。